

吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

記帳学習会

中小業者いじめの税制から

身を守る対策を

4月6日に民商事務所で記帳学習会を開催し、9名が参加しました。税金をめぐる情勢、資料保存と記帳、所得控除などを学習。はじめに国税通則法の改悪、仕入税額控除否認、マイナンバー制度、インボイス制度など中小業者を苦しめる税金の情勢を学んで、これからの記帳の重要性を確認。記帳の学習では、原始資料の保存方法から、民商の自主計算帳の使い方、集計表への転記と減価償却の計算など決算処理について学びました。庶民いじめの重税から身を守る方法として、個人的な対策は自主記帳・自主計算・自主申告の力をつけること。集団的には民商の仲間を増やししながら、重税反対全国統一行動や収支内訳書返還行動など民商の仲間同士で団結して守り合うことが大切であること。本質的な解決では、庶民いじめの税制に反対する世論を署名で広げ、選挙で政治を変えることが必要と結びました。



吹田市川園町20-1
TEL (06) 63883-2211
FAX (06) 6382-8190
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

間について、法定労働時間・法定休日とは何か、繁忙期の従業員との取り決め、三六協定について学習しました。会員の社会保険労務士の上田純次さんと高山和男さんに講師としてお話ししていただき、両日で13名が参加しました。お話しでは労働時間とは休憩を除いて1日8時間、週40時間が労働時間の限度とされており、時間外または休日に労働をさせる場合は労働者の過半数を代表する者と労使協定（三六協定）を締結する必要があること、事業主は従業員とのトラブルを防ぐために採用する場合は書類を作成して契約した方が良く、就業規則については10名以上の従業員がいる場合は必ず作成し、労働基準監督署に届け出る必要があることについて、資料を交えながらお話ししていただきました。参加者から自らの実態に基づいた質問が多く出され、労基法に沿った雇用環境を考える機会にされました。その後、労働保険実務について事務局より報告があり実務を行いました。参加者の感想をお聞きしました。

千里山支部 Oさん
従業員を一人雇っています。法律的なことを勉強しなければならぬと思つて参加しました。従業員が働きやすいよう、労働基準法を勉強しなければなりませんね。

片山支部 Tさん
社会保険労務士さんの話を聞いて、改めて雇い主の義務は、従業員の待遇を法律に沿って守らなければならないことがよくわかりました。そのことが結果的に会社の事業を伸ばすためにも、有益なんだと感じました。

あい川支部 Mさん
三六協定は言葉を聞いたことはありませんでしたが、内容は知りませんでした。先生のお話でよくわかりました。従業員の健康診断は義務だということも大事なことです。あと最低賃金のこともしっかりと認識する必要がありますね。

片山支部 Oさん
従業員の勤務形態を見直すいいきっかけになりました。

いんぷおめくしよん

あい川支部 Kさん
これまで記帳はやってきましたが、事業を引き継ぐため、息子と一緒に参加しました。自分は記帳を自己流でやってきましたが、基本を再確認できました。息子も間違つて覚えていないように、これから相談しながら覚えていきたいと話していました。

江坂西支部 Mさん
お話の中身がよくわかりました。自分で帳簿を作成することにしました。わからなければまた聞きにいくようになります。

片山支部 Oさん
税金の仕組みや実務に沿ったことで基本をわからずにやっていたことが多くありました。仕入税額控除否認は聞いて驚きました。記帳を細かくやるようにしたいと思います。参加して勉強になりました。

良好な雇用関係を築くことが

事業にとっても大切

長時間労働を解消し、過労死を根絶するために真の働き方改革が求められています。4月4日（火）、4月7日（金）の二日間にわたって、労働基準法に基づいた労働時



お買い物は地元市場商店街で。商工業者の繁栄は市民とともに！